

いじめの認知件数(千人率)

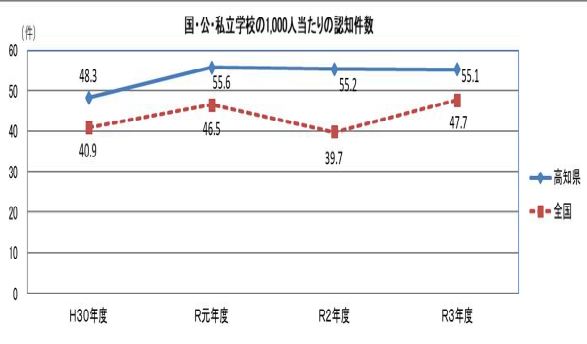


図1 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

高知県公立学校におけるいじめの態様(R3)

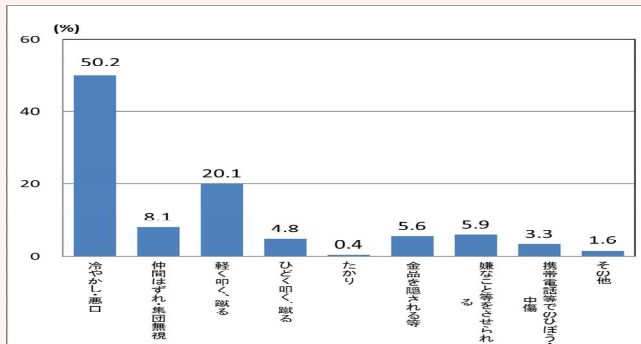


図2 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

図1：いじめの認知件数(千人率)について、令和3年度は昨年度に比して減少しているものの、全体的に全国平均より高い水準を保っている。
⇒いじめ防止基本方針に基づいた組織的な取組が推進され、早期発見・早期対応につながる体制整備が進んでいる。

図2：県内公立学校におけるいじめの態様として一番多いのは全校種とも「冷やかしの悪口等」で半数以上を占め、全国の傾向と同様である。
⇒重大事態につながらないように早期発見し、適切に対処していくことが重要

高知県公立学校におけるいじめの認知件数

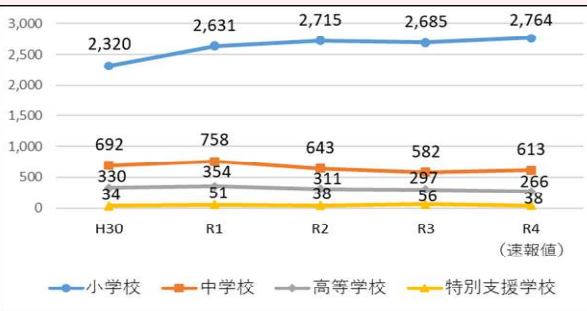


図3 「高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査」県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課

高知県(国公私立)におけるネットいじめの認知件数と全国との比較

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計 ()内は認知件数全体に占める割合	全国 ネットいじめの件数と認知件数全体に占める割合
H30	19	49	39	7	114(3.3%)	16,334(3.1%)
R1	15	52	50	4	121(3.1%)	17,920(2.9%)
R2	61	76	50	6	193(5.2%)	18,870(3.4%)
R3	57	51	30	3	141(3.8%)	21,900(3.5%)

表1 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

図3：高知県公立学校におけるいじめの認知件数について、どの校種も全体的に横ばいが続いている。小学校については高止まりの状況である。
⇒いじめの積極的に認知に向けた学校の取組が進んできている。

表1：全国的に、ネットいじめの認知件数は増加の傾向にある。県内においては、全国に比べ、ネットいじめの割合が高い。
⇒ネットいじめは潜在化しやすく、認知が進みにくいことも考えられる。
いじめを生まない環境づくり、未然防止、早期発見・早期対応に渡って、きめ細かい取組が求められる。

いじめの重大事態の発生件数

	R1		R2		R3				
	発生件数		発生件数		発生件数				
	1号	2号	1号	2号	1号	2号			
高知県	17	7	15	20	10	13	21	12	10
全国	723	301	517	514	239	347	705	349	429

表2 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

※1号：いじめ防止対策推進法28条第1項第1号に規定する「重大事態」
「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

※2号：いじめ防止対策推進法28条第1項第2号に規定する「重大事態」
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

*1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

高知県公立学校で発生したいじめの重大事態 事例

事例1：部活動内で、AがBに対し、「言うことを聞かない」との理由で、継続的な暴力行為があった。(1号事案)

事例2：生徒Aは友人から、「グループLINEに悪口を書き込まれている」という話を聞き、そのことを知った生徒Aは、このことがきっかけで教室に入ることができなくなった。(2号事案)

・法に規定されるいじめの重大事態は、事案が発生した「疑いのある」段階で学校の設置者に報告し、調査を行うこととされている。

・不登校重大事態(2号事案)については、いじめにより学校を欠席した日数が年間30日を目安とされているが、高知県(県立学校)では、欠席日数が7日を超えた段階で県教委への報告を求め、早期対応を徹底している。